

## 特定口座と購入価額 1000 万円非課税

タンス株券の特定口座への受け入れが平成 17 年 4 月から再開しました。平成 16 年 12 月までの旧制度とは、若干異なりますので、注意が必要です。タンス株券(実物の株券でお持ちのもの)の受け入れ価格についての変更点について説明します。また、平成 17 年から実際の適用がスタートする「購入価額 1000 万円まで非課税の特例」規定と特定口座との関係について説明します。

### 1 新制度での変更点

#### 適用期間

平成 17 年 4 月からスタートした新制度の適用期間は、平成 21 年 5 月 31 日までです。これは、株券のペーパーレス化が平成 21 年 6 月に予定されているため、それまでには、株券は、証券会社の特定口座などに入庫してくださいという意図です。

#### みなし取得価額

旧制度では、「実際の取得価額」と平成 13 年 10 月 1 日の価額の 80%相当額(みなし取得価額)のうちいずれか有利な方を選択することができました。しかし、新制度では、「実際の取得価額」での入庫のみとなります。

「実際の取得価額」とは、取引報告書等で確認できる取得価額、または、株券の名義書換をした日の証券取引所で公表された株価をいいます。現時点では、この名義変更の日がおおむね昭和 55 年以降のものに限り入庫が可能です。これは、証券会社に株式分割等の資本移動のデータがないため入庫が制限されているからです。株券のペーパーレス化に備えて、タンス株券の入庫を促進する意味からも、日本証券業協会と東京証券取引所では、この入庫可能期間を昭和 55 年以前にすべく情報収集する動きもあります。(平成 17 年 4 月 7 日付日経新聞 15 面)。今後の動向に注意する必要があります。

### 2 特定口座のメリット

#### 特定口座のメリット

特定口座のメリットを再確認すると、まず第 1 には、株式を売買した際の申告が簡単だということがあります。株式の売買をして譲渡益が出ると確定申告が必要になりますが、特定口座に入庫して、「源泉徴収あり」を選択すると、確定申告する必要はなくなります(申告義務はありませんが、確定申告すれば定率減税の適用があります)。また、譲渡損失を翌年以降に繰り越したいときには、確定申告が必要です。

また、特定口座で「源泉徴収あり」を選択しておくと、多額の株式譲渡益があったとしても、扶養親族の判定には影響を与えません。つまり、専業主婦の奥さんが、趣味で大儲けをしても、「源泉徴収あり」なら、扶養(控除対象配偶者)のまま、問題ありません。

#### 源泉徴収の有無の選択

上記で述べたように特定口座には、源泉徴収の有無があります。「源泉徴収あり」を選択すると、売買ごとに売却益と売却損を認識し、証券会社で年間の損益を精算し、源泉してくれますので、確定申告は不要です。

一方、「源泉徴収なし」を選択すると、特定口座内での損益を年間で計算した計算書を確定申告用に証券会社が準備してくれます。この計算書の内容を転記して確定申告をします。売却損益を自分で計算するより、ずっと簡単です。

この源泉徴収の有無の選択は、その年に最初に売買をするときまでに変更しなくてはなりません。年の途中での変更はできませんので、注意してください。

### 3 「購入価額 1000 万円までの非課税」

#### 規定の内容

平成 13 年 11 月 30 日から平成 14 年 12 月 31 日までに購入した上場株式を、平成 17 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までの間に売却した場合には、購入金額 1000 万円分の株式の譲渡益については非課税となります。購入金額で 1000 万円ですので、購入した株式の値上がり幅が大きいほど、この非課税規定を有効に使えることとなります。

#### 適用を受けるための手続き

この規定の適用を受けるには、所轄税務署長に対して、「特定上場株式等非課税適用選択申告書」にその株式の購入価格を証明できる書類等を添付し提出します。

#### 特定口座との関係

特定口座の「源泉徴収あり」を選択すると、手間いらず申告不要というメリットもあるのですが、この非課税規定の適用は受けることはできません。よって、「源泉徴収なし」を選択するか、一般口座へ移す必要があります。

「源泉徴収なし」に変更するのは、年の最初に売買をするときまでに変更しなくてはならないというタイミングの問題がありますし、一般口座に移すには、手続きが必要となります。いずれにせよ、市況に合わせて、タイミングよく売買するには、あらかじめ準備しておく方がよいでしょう。購入価額 1000 万円までの非課税規定の適用を受ける予定の株式は、一般口座に移しておく方が、便利です。

#### 相続・贈与により取得した株式

この購入価額 1000 万円までの非課税規定は、相続・贈与により取得した株式については、適用がありません。

株券を現物でお持ちの方は、特定口座への入庫と合わせて、所有している株式の端株についても整理をされてはいかがでしょうか。(担当:小林 進)